

## 高島市監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき、平成29年度定期監査を執行したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

平成30年2月28日

高島市監査委員 井口 與嗣隆  
高島市監査委員 澤本 長俊

### 1. 監査の期間

平成29年10月4日から平成30年2月20日まで

### 2. 監査執行年月日、監査執行対象機関名および監査実施場所

監査執行年月日	監査執行対象機関名		監査実施場所
平成29年11月27日	議会事務局		市役所3階委員会室
	総務部	契約検査課	
		行財政改革推進局	行財政改革課、財政課、財産管理課
平成29年11月28日	総務部	人事課、総務課、税務課、納税課	市役所3階会議室
	選挙管理委員会事務局、固定資産評価審査委員会事務局		
平成29年11月30日	政策部	企画広報課、総合戦略課、情報統計課、秘書課	市役所3階委員会室
		危機管理局	
平成29年12月18日	教育委員会事務局 教育総務部	教育総務課、社会教育課、公民館、中江藤樹記念館、市民スポーツ課、学校給食課、学校給食センター、図書館	教育委員会2階会議室2
平成29年12月20日	小中学校	朽木東小学校、朽木中学校	朽木東小学校相談室 朽木中学校会議室
平成29年12月21日	教育委員会事務局 教育総務部	文化財課、資料館、高島市民会館、藤樹の里文化芸術会館、ガリバーホール	教育委員会2階会議室2
	教育委員会事務局 教育指導部	学校教育課、教育相談・課題対応室、教育研究所、青少年課、少年センター、あずくる高島	
平成30年1月23日	農業委員会事務局		市役所3階委員会室
平成30年1月29日	都市建設部	交通政策課、土木課	市役所別館2階会議室
平成30年1月30日	農林水産部	農業政策課、農村整備課、森林水産課	市役所3階会議室
	消防本部		消防本部会議室
平成30年2月2日	都市建設部	上下水道課、都市計画課	市役所別館2階会議室

### 3. 監査の範囲

平成29年4月から監査執行時までの財務およびこれらに関連する事務の執行状況

#### 4. 監査の方法

本年度の監査計画および定期監査実施計画に基づき、監査の対象となる各機関に対し、あらかじめ資料の提出を求め、財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているかどうか、または、経営に係る事業の管理が合理的かつ効率的に行われているかどうかを主眼として、関係諸帳簿および書類等を照合確認するとともに、関係職員から説明を聴取して実施した。

また、次の事項を重点的に監査を実施した。

- (1) 随意契約、変更契約理由の妥当性について
- (2) 補助金の効果および有効性について
- (3) 業務マニュアルの整備、運用について

なお、次の機関については、書類監査を実施し、実地監査については省略した。

書類監査実施機関名
マキノ東小学校、マキノ西小学校、マキノ南小学校、今津東小学校、今津北小学校、朽木西小学校、安曇小学校、青柳小学校、本庄小学校、高島小学校、新旭北小学校、新旭南小学校、マキノ中学校、今津中学校、安曇川中学校、高島中学校、湖西中学校

#### 5. 提出資料

- 1 職員数等調書
- 2 事務分掌表
- 3 重点事務事業調
- 4-1 請負工事契約状況調
- 4-2 委託業務契約状況調
- 4-3 物品購入等契約状況調
- 4-4 土地・建物賃貸借契約状況調
- 4-5 用地買収契約状況調
- 4-6 補償契約状況調
- 4-7 指定管理施設に関する調
- 5 補助金および負担金交付状況調
- 6 過年度収入の処理状況調
- 7 法定等検査実施状況調
- 8-1 各種研修会・視察等参加状況調
- 8-2 各種行事・講演会・研修会・教室等開催状況調
- 9 各種団体等事務取扱調
- 10 保管金等調
- 11 公金現金等取扱状況調
- 12 過去2か年度の監査結果および意見に対する措置等の状況調
- 13 懸案その他特に苦慮する業務の概要

〈学校給食センターには次の資料を追加〉

○配送先および給食数

〈小中学校には次の資料を追加〉

○学年別学級数・児童生徒数

○施設の概要

○寄付採納状況調

○事故一覧表

## 6. 監査の結果

監査の結果、財務に関する事務の執行、または、経営に係る事業の管理について、以下の事項を除き、概ね適正に行われているものと認められた。以下の事項については、改善が必要と考えられるので、適切な措置を講じられたい。

また、改善等の措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、その旨を通知されたい。

なお、口頭により指導を行った軽易な事項については、適正に対応されたい。

〈共通事項〉

○工事請負契約等の変更契約について

工事請負契約等の変更契約については、事前計画、事前調査時には予測できない事情が契約締結後に発生、判明した場合など、妥当な理由がある場合に行い得るものとする。

しかし、変更契約の理由の中には、当初設計に含めることが可能と思われる内容が今だ見受けられるため、事前調査の徹底を図られたい。

○業務手順書（マニュアル）の運用、整備について

「高島市行財政改革推進計画（平成29年度～平成31年度）」の中で、業務マニュアル等の整備により業務の可視化を行い、事務の効率化や省力化を進めるとともに、不適正事案を発生させない業務のチェック体制を確立することを掲げている。さらに、「地方公共団体における内部統制のあり方に関する研究報告書」（平成21年4月27日総務省公表）の中で、内部統制の整備、運用の具体的内容として、リスクの洗い出し、リスクへの対処方針策定、業務プロセスの見直しを掲げていることから、業務マニュアル等の整備は内部統制の手段として必要不可欠なものとする。

本市では、平成29年度末までに全部署において「業務手順書（マニュアル）」（以下「手順書」という。）を整備し、運用するよう指示が出ており、事務処理手順や年間スケジュールだけにとどまらず、過去のトラブルを具体的に例示できる等の工夫がされた手順書の統一的な様式が示されているところである。

昨年9月に実施された手順書の整備状況の調査において、「手順書以外に分かる

資料がある」との回答した業務についても、示された統一的な様式と同等の内容となっているか等、既存資料の内容を再確認するとともに、必要に応じた見直しを図り、事務処理を可視化することにより、事務の効率化や省力化、業務のチェック体制の確立、ひいては市民満足度の向上に繋がるよう、手順書の整備、有効活用に努められたい。

#### ○施設の法定等検査結果に基づく改善事項に係る対応について

法定等検査によって是正が必要と指摘を受けながら、予算が確保できない等の理由により、速やかな対応が図られていない事例が見受けられる。

法定等検査は、施設利用者の安全、安心に関わる極めて重要な事項の確認であることから、検査結果に対して速やかな対応を図られたい。

特に、非常口誘導灯の球切れ等の軽微な指摘については、日常の点検管理が不十分であると考えられるため、日常の点検管理を適切に行われたい。

また、指定管理施設については、リスク分担に基づき、指定管理者に対応を求めるなど、施設の適正な維持管理に努められたい。

#### 〈契約検査課〉

#### ○業務委託契約に係る契約書について

業務委託に係る委託料について、概算払いを行う場合には、その旨、契約書に明記するとともに、契約書の別紙として概算払計画書を作成し、その中で定められた時期において概算払いが可能な契約を行っているものがある。

しかし、概算払計画書に事業完了後に支払う金額が含まれていることから、その内容に矛盾が生じている事例が見受けられるため、契約事務を統括する部署として、業務委託契約書に係る標準的な様式を示す等、各部署に周知、指導を行うとともに、契約内容の厳正な審査を行われたい。

#### ○施設設備、機器等に係る保守業務について

施設設備、機器等に係る保守業務については、年間契約によって委託が行われているところであるが、コスト削減のため、障害時対応（スポット契約）への移行の可能性について検討されたい。

また、特殊な設備等であることを理由に、保守業務を設備等の購入業者と特命随意契約（1者契約）がなされているが、その価格の妥当性の調査、検証が十分にされていないものが見受けられる。特命随意契約は、競争原理が働かないため、その価格の妥当性を十分に調査、検証するとともに、設備等の導入の際には、保守業務の経費を含めた複数年契約での競争入札の検討を行うなど、トータルコストの削減に努め、より適正な価格での契約となるよう、各部署に周知、指導を行われたい。

## 〈人事課〉

### ○産前休暇職員に係る給与支給事務について

産前休暇職員に係る給与の支給において、誤って平成29年10月分の給与が重複支給され、誤支給された分の返納手続きが行われた事例が見受けられる。

これは、給与システムで産前休暇職員であることの設定を行うと、自動的に別人として計算されることから、職員の手入力による支給額の修正が必要となり、その修正処理が漏れていたことが誤支給の要因であった。

このような誤支給の再発防止のため、チェック体制の強化を図る必要があることもさることながら、給与支給事務の簡素化、効率化を目的として導入されている給与システムにおいて、職員の手入力による支給額の修正をする必要がある仕様となっていること自体に問題があるため、リスク回避の観点からも、職員の手入力による修正を必要とすることのないシステムの整備に努め、事務の簡素化、効率化をより一層図られたい。

## 〈農業政策課〉

### ○地方創生加速化交付金事業「特産品国内販売戦略事業」業務委託について

地方創生加速化交付金事業「特産品国内販売戦略事業」業務の委託契約に係る設計書を確認したところ、「試作品の商品化」の項目において、その単価や数量が具体的に示されていないことから、積算根拠が不明確であった。

設計にあたっては、その金額の妥当性について、調査、検証を十分に行い、設計書において、項目ごとの単価、数量の根拠を明確にすることにより、適正な設計金額の積算がなされるよう努められたい。

## 〈森林水産課〉

### ○森林公園くつきの森に係る特殊建築物定期調査における要是正事項について

森林公園くつきの森に係る特殊建築物定期調査は、建築基準法に基づき、3年に1度、実施されているが、平成26年12月に実施された調査結果の報告で、平成28年6月に改善するとしていながら、改善されることなく、平成29年10月に実施された調査で、再度、指摘を受けている事項が見受けられ、長年にわたり、不適法な状態が続いている。

共通事項にも記載のとおり、法定等検査は、施設利用者の安全、安心に関わる極めて重要な事項の確認であることから、指摘を受けた事項には速やかな対応を図られたい。

## 〈交通政策課〉

### ○駅前市営（一時有料）駐車場管理業務委託について

駅前市営（一時有料）駐車場管理業務については、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に基づく特命随意契約により業務委託が行われている。

設計にあたっては、契約業者から事前に徴取した参考見積りに基づき積算され

ていたが、契約時に徴取された業者の見積書を確認したところ、総額としては設計金額と同額の見積金額とはなっているものの、積算に用いた単価が異なっていた。

この単価の違いを確認したところ、設計書、見積書とも、ひと月単位の単価となっており、業務ごとの具体的な単価や数量が示されていないことから、積算根拠が不明確であり、金額の比較や検証が困難な状況であった。

設計にあたっては、見積金額（契約金額）の妥当性について十分に検証を行えるよう、業務ごとの単価、数量を明確にするなど、契約内容の透明性の確保を図られたい。

#### 〈消防本部〉

##### ○高島市消防団消防車庫等の用地について

個人や地元自治会等から無償借上げをしている消防団車庫、詰所用地や防火水槽施設用地において、使用貸借契約書を交わしていない事例が見受けられる。契約書は、契約時における諸条件等を双方が確認し、了承の上、契約が成立した証であり、また、本件にあつては、それぞれの施設の用途が廃止されるまでの長期的な契約となることが見込まれることから、相続等によるトラブル防止の観点からも書面を取り交わし、施設、用地の適切な管理に努められたい。

#### 〈上下水道課〉

##### ○下水道事業の地方公営企業法適用に伴う関連規程等の整備について

下水道事業については、平成29年4月1日より地方公営企業法の規定の全部が適用され、「高島市下水道事業の設置等に関する条例」が同日から施行されているところである。

しかし、給与事務等において下水道事業に関わる市長部局の職員がいることから、企業職員の併任に関する規程の制定を行う必要があるなど、関連した規程の整備が十分でないことから、関係部署と調整を行い、整備を図られたい。

以上